



平成28年10月4日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官

高橋 拓

雇用環境改善・均等推進指導官

大貫 文子

(電話) 028-633-2795

(FAX) 028-637-5998

報道関係者 各位

**平成29年1月から変わります！
育児・介護休業制度、マタハラ・パタハラ防止義務
～ 栃木労働局による説明会開催 ～**

子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等をさらに進めていくため、育児・介護休業法が改正され、平成29年1月に施行されます。

また、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正により、平成29年1月から新たに妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（いわゆるマタハラ・パタハラ）についても防止措置を講じることが、事業主に義務付けられます。

このため、栃木労働局（局長 しろかね としき 白兼 俊貴）では、事業主・人事労務担当者等を対象に同法の内容について理解を深めるため、「改正育児・介護休業法、男女雇用機会均等法説明会」を開催いたします（[別添](#)）。

報道関係者各位におかれましては、是非、当日の取材をお願いいたします。

日 時 平成28年11月18日（金）【午前の部】 10：00～12：00
平成28年11月18日（金）【午後の部】 14：00～16：00
平成28年11月30日（水）【午前の部】 10：00～12：00
平成28年11月30日（水）【午後の部】 14：00～16：00

場 所 とちぎ福祉プラザ（宇都宮市若草1丁目10番6号）

内 容

- ①改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法について
- ②介護保険制度・地域包括支援センターについて
- ③労働契約法の無期転換ルールとその特例について

※説明後、個別相談会を実施します。

「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク

トモニン



(参考資料) 育児・介護休業法が改正されます！ - 平成29年1月1日施行 -